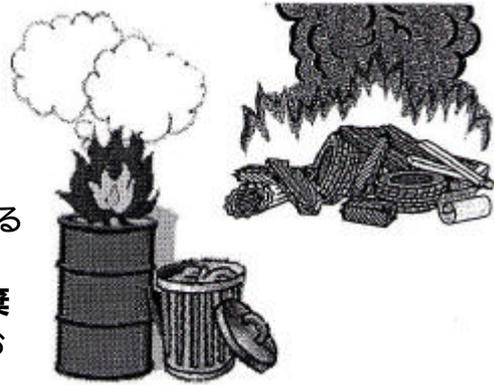


## 野外でのごみ焼却禁止 (野焼き)



最近、町に家の近くでごみを燃やして臭いがするとの苦情が寄せられております。

野焼きをすることは、一部の例外を除いて「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」で禁止されております。

十分な設備を持たない簡易焼却炉・ドラム缶・ブロック積み焼却等でごみを焼却することも、「**野焼き**」とみなされます。

例外とされている、日常生活において通常行われている軽微な焼却であっても、周辺の方々に「悪臭がする」「目にしみる」「のどが痛い」「洗濯物が汚れる」「火の粉が飛んで危ない」などの被害を及ぼすことがありますので、出きる限り焼却を行わないで、一人ひとりがごみの分別・資源化・減量化に努め、決められた収集日に出してください。

「野焼き」は、ダイオキシンの発生源となって環境汚染の原因にもなります、環境にやさしい住み良い町づくりにご協力くださるようお願いいたします。

### 焼却禁止の例外

国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

《 河川管理のために伐採した草木等の焼却など 》

震災等の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

《 凍結防止のための稲わらの焼却など 》

風俗慣習上又は宗教上の仕事を行うために必要な廃棄物の焼却

《 どんと焼きなど地域行事における廃材等の焼却 》

農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

《 害虫駆除のための稲わらの焼却など 》

日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

《 たき火、キャンプファイヤーでの木くず等の焼却など 》

【福祉衛生課 生活衛生班】